

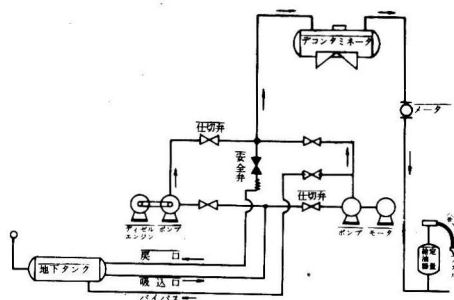
じどうしゃう

線の各給油柱ごとに設けられている。

車両に給油する場合、エンデントタンク・発電機用タンクの補油量を計量器のダイヤル目盛りでセットしてやれば、自動的に給油量を抑制して給油することができる装置である。

給油装置の全体図は、図に示すとおりで、各簡易スタンドごとに設置してある。

図-1 給油装置系統図



この装置は、特に最近開発され多く用いられるようになったもので、国鉄では、パケット型流量計（ダイヤル式）MB-200 型式が採用されている。給油作業は、車両が給油線に入線すると、給油スタンドノズルバルブを車両両側給油口にそう入固定し、所要補油量を各スタンドごとにダイヤル目盛りを手動でセットしておき、*デコンタミネーターの電動ポンプを作動させると、各スタンドごとに所要量に達し、機械機構により自動的に弁が閉じ給油を停止する。

国鉄で一般に採用されている給油装置は、同時給油両数6~8両の給油能力をもっているものが多いので、この装置は、従来のものに比べて、作業能率の向上、給油作業上生じやすい油の漏れを防ぐことができ、その効果を發揮している。

(山之内 秀一郎)

じどうしゃうんそうじぎょうとうほうこくきそく 自動車運送事業等報告規則 道路運送法第126条に基づいて、自動車運送事業者またはその組織する団体等に対する行政庁への報告について、報告書の様式、提出手続等を定めた命令（昭和39年運輸省令第21号）で、昭和39・3に、それまでの道路運送調査規則（昭和27年運輸・建設省令第1号）を全面的に改正して制定された。この省令に従って自動車運送事業者が定期的に提出すべき報告書は、営業報告書・輸送実績報告書・賃金支払および資材購入実績報告書の3種類である。営業報告書は、運輸大臣および関係陸運局長あてに提出するもので、営業概況報告書と自動車運送事業会計規則（昭和39年運輸省令第19号）に規定されている財務諸表とからなっている（第2条）。輸送実績報告書は、毎年1回、運輸大臣、関係陸運局長、関係都道府県知事あてに報告するもので、乗合バス・路線トラック等の事業

の種類ごとに、概要報告書・月別輸送実績報告書・運行系統別輸送実績報告書（乗合バス事業および路線トラック事業に限る。）を提出することになっている（第3条）。賃金支払および資材購入実績報告書は、事業年度ごとに、運輸大臣および関係陸運局長あてに、運輸大臣の指定を受けた自動車運送事業者が、輸送原価を構成する主要事項について報告するものである（第4条）。これらのほか、自動車の所有者・使用者等は、運輸大臣、陸運局長または都道府県知事から報告を求められたときには、報告書を提出しなければならない（第5条）。

これらの報告書は、行政庁が、免許・許可・認可等の行政処分を行なう際の個々の企業についての参考資料となるのはもちろん、輸送実績の推移、地域別または企業規模別格差その他自動車運送事業の実態をはあくすることにより、輸送力増強、企業の近代化等の諸施策を推進するうえの基礎資料として活用される。

(秦野 裕)

じどうしゃじゅんしゅうにゅう 自動車純収入 自動車純収入は、自動車営業所において「自動車純収入の計算方の基準」により作成された**自動車純収入月報**に基づき、局または支社の審査担当箇所において科目別に収入を審査確定する。その会計上の手続は、自動車（営業所）で取り扱った運輸収入の既決算額（*取扱収入）を純収入に置き換えるために、その既決算額と上記の確定された純収入との差額を計算し、各科目の更正をするための振替整理を行なって確定する。すなわち自動車の純収入が既決算より小額の場合は、その差額を自動車収入（款）の当該科目から鉄道収入（款）の当該科目に振替整理をし、純収入が多額の場合は前記の反対仕訳を行なう。以上の会計手続は、結果として自局または自支社の総体取扱収入（鉄道と自動車の取扱収入の合計）から所管する自動車線のみを純収入とする行為であるから、局または支社の運輸収入の決算額に対して自動車純収入の振替整理は先取方式となっている。なんとすれば自動車線の輸送となるもので他局または他支社の発となっているものは、その自動車線の収入となるものが、他の局または支社の取扱収入に含まれ、その分の局または支社相互の仕向けは会計手続上行っていない。

また、社線発となるもので自動車線経由、または着するものの収入は、社発一般のものと一括して、本社において収入手続が行なわれている。次に以上の収入の整理上、定期運賃については発売額（取扱収入）で決算整理を行なっているので、月別には純収入となっていない。定期運賃のこの発売額を月別の純収入にする計算は、統計部門において次により計算し、運輸収入の全般にわたって決算箇所のものを地方自動車事務所別に整理している。

定期運賃の月割の計算方は、駅で作成する収入帳表（この場合、乗車券簿・補充券数量運賃表等である。）に基づき、自動車定期運賃を発生局別の種別（普通・通勤・通学別）、通用期間別（1箇月・3箇月・6箇月）に整理計算（その合計は、前記の発売額とは払いもどしを計算していないので一致しない。）し、この通用期間別の構成比により発売額を通用期間別に区分して、それぞれの通用期間の各月に繰り延べ、当月の純収入を計算する。ただし、この定期運賃の会計上の手続は、本社における審査担当箇所において年度末に、上記の月割計算の過程で当年度から次年度の各月に繰り延べられた収入の合計を未経過収入として、自動車収入（款）の当該科目から短期負債の前受金（款）・旅客前受（目）に振替整理を行ない、当年度における決算上のものを純収入とする。

次に自動車純収入の収入整理の状態およびその科目別の手続